

平成 16 年度第 2 回常務理事会議事録

日 時：平成 16 年 6 月 11 日（金）15：00～17：15

会 場：ルーテル市ヶ谷センター第 1 会議室

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

理 事：植木 實、岡村 州博、落合 和徳、佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、
村田 雄二、和氣 徳夫

監 事：中野 仁雄、藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会 議長：清川 尚

総会副議長：松岡幸一郎

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 2 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 1 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：大谷徹郎元会員等による着床前診断の権利訴訟での本会提訴との報道記事

庶務 1-2：提訴に係わる本会のコメント

庶務 2：内閣府からの「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づいて登録された研究題目、研究目的、研究材料のテーマ提供依頼の書面

庶務 2-2：阪埜幹事からの内閣府第 33 回生命倫理専門調査委員会の傍聴レポート及び資料（含本会「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究」研究題目、目的・方法、材料）

庶務 2-3：生命倫理専門調査会についての報道

庶務 2-4：生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（最終報告書素案）」
[当日配布]

庶務 2-5：最終報告書素案に関する報道[当日配布]

庶務 3：日本産婦人科医会からの「医療事故・過誤防止事業」に対する協力依頼の書面

庶務 4：日本内科学会他 3 学会の「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の共同声明及び本会へのアンケート

庶務 5：日本婦人科腫瘍学会ガイドライン作成委員会からの「卵巣がん治療ガイドライン案」

庶務 6：8 学会合同禁煙ガイドライン作成委員会による本会に関わるガイドライン作成（案）

庶務 7：日本周産期・新生児医学会記念式典

庶務 8：日本イーライリリー(株)からの「うつ病の診断と治療のための医師教育」に関する合同会議への本会会員の参加依頼

庶務 9：特許庁への指定学術団体申請に関わる参考資料
庶務 10：「子宮内膜症取扱い規約第 2 部診断・治療編」契約書[当日配布]
庶務 11：日本生殖補助医療標準化機関（JISART）のガイドライン [当日配布]
庶務 12：厚生労働省科研費補助事業「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」第 2 回シンポジウムの案内 [当日配布]
会計 1：平成 15 年度決算に関わる資料[当日配布]
学術 1：第 9 回日韓ジョイントカンファレンスの準備依頼の書面
学術 2：「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン」、「子宮体がん検診の実施等に係るガイドライン」の作成、「コルポスコピー所見改訂案」の検討依頼
学術 3：総会会場固定化準備委員会の提示案
社保 1：外保連関連資料 [当日配布]
社保 2：塩酸プレオマイシン製剤、シスプラチン製剤「効能・効果」「用法・用量」追加 [当日配布]
倫理 1：「着床前診断をめぐって」の公開シンポジウム
倫理 1-2：公開シンポジウム「着床前診断をめぐって」の講演プログラム[当日配布]
倫理 2：日本筋ジストロフィー協会第 41 回全国大会
倫理 3：兵庫県連絡委員への大谷産婦人科 大谷典子医師の着床前診断への関与の照会とその回答
学会のあり方 1：学会のあり方検討委員会「産婦人科医における医師不足に関する実態調査」の解析結果
学会のあり方 1-2：上記調査に関わる報道
広報 1：登録業務の一元化に向けての中間報告 [当日配布]
生殖評価機構 1：生殖医療評価機構準備検討委員会（案） [当日配布]
第 57 回学術講演会 1：第 57 回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会、生涯研修プログラム（案）

15：00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名全員が出席し、藤井会長が開会を宣言した。

藤井会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

.平成 16 年度第 1 回常務理事会議事録（案）の確認
3 頁及び 10 頁の一部を修正の上、承認した。

.業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶 務（落合和徳理事）

〔 . 本会関係〕

(1) 会員の動向
とくになし

(2) 大谷徹郎元会員、根津八紘会員等が着床前診断の権利訴訟で 5 月 26 日、東京地裁に本会及び佐藤和雄元会長、野澤志朗前会長、藤井信吾会長、田中憲一倫理委員長を提訴した。[資料：庶務 1、1-2]

(3)(2) の訴訟に係わる本会及び佐藤和雄、野澤志朗、藤井信吾、田中憲一各氏の代理人として本会平岩敬一顧問弁護士に依頼する件について

(2)(3) に関し**落合常務理事**より「現時点で訴状は届いていない。訴状が届いた時点で平岩弁護士と対応につき相談したい」との説明があった。

佐藤常務理事「訴状はいつ届くか分からないが、6 月 26 日の第 2 回理事会後の記者会見に平岩弁護士は陪席していただけるのか」

藤井会長「平岩弁護士には記者会見に陪席して頂くことで本人の了承を得ている」

協議の結果、訴状が届いた段階で平岩弁護士と対応につき検討すること及び平岩弁護士を被告の代理人とすることが承認された。

(4) 特許法第 30 条等に基づく学術団体に関する指定手続きについて

6 月 3 日、某大学の知的財団本部より「第 56 回学術講演会で発表した本大学の先生の研究について特許庁に申請するに当たり調べたところ、貴学会は特許庁に指定されていないので当該研究が特許庁に受理されない。善処願いたい」との指摘があった。

指摘通り、本会は特許庁に団体指定の手続きを行っていなかったが、会員の知的財産保護のニーズの高まりを受け、早急に特許庁に指定学術団体としての手続きに入りたい。

特許庁に問い合わせたところ、申請してから許可まで約 1 ヶ月かかるということである。また、本会が指定の学術団体として許可された以降の研究発表は特許申請の権利はあるが、上記のような既発表の研究については、遡及して特許庁に受理されることはないとのことである。[資料：庶務 9]

(注)特許法上、特許出願前に公然知られた発明は新規性がないため特許を得ることができない(法第 29 条)。しかし、例外として指定学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表したものについては、発表者が発表後 6 か月以内に特許出願すれば新規性喪失の例外適用となる。

協議の結果、会員の知的財産保護に不都合が生じないように、早急に手続きを進めることが、承認された。

〔 . 官庁関係〕

(1) 文部科学省

大谷徹郎元会員等が本会を提訴との動きを受け、文部科学省学術研究助成課より大谷徹郎元会員除名の経緯に関する説明資料の提供依頼があった(5 月 17 日)。

第 56 回総会前に代議員宛に送付した第 9 議案(大谷徹郎会員除名の件)に関わる資料一式を報告とした(5 月 19 日)。

さらに大谷徹郎元会員等の代理人である遠藤直哉弁護士が本会を提訴(5 月 26 日)した直後、文部科学省、厚生労働省に陳情書提出との動きを受けて同省学術研究助成課より、大谷徹郎元会員への弁明手続き、総会の審議等に関わる本会の除名手続きにつき詳細な説明が求められた。

(2) 厚生労働省

「健やか親子 21 推進協議会・課題 2」の第 10 回幹事会が 5 月 28 日に開催され、本会から久保春海委員が参加した。

厚生労働省科研費補助事業「小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究」から第 2 回シンポジウム 7 月 12 日(月) “ 周産期医療発展のための問題点～若手産科小児科医師確保に向けての対策～ ” の開催案内を受領した(6 月 10 日)。[資料：庶務 12]

(3) 内閣府

内閣府ライフサイエンス担当者から、本会の会告「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づいて登録された研究について、研究の題目、研究目的、研究材料まで含めた本会の最新データを提出するよう依頼があった。本会は以前依頼があった際と同様に、研究題目のみの一覧表を送付したところ、内閣府より全項目の開示につき生命倫理専門調査会委員の強い要請があったためであり、5 月 20 日の委員会に配付したく至急に提出するようにとの強い依頼であった(5 月 18 日)。なお、本会が同データを提供する場合、同省ホームページでの開示を前提とするとのことである。

本件、至急の依頼を踏まえ、会長、倫理委員長、倫理委員会登録・調査小委員長、幹事長等で協議の結果、同調査会にデータを提供した(5 月 19 日)。

同調査委員会に阪埜浩司幹事が陪席した。[資料：庶務 2、2-2]

阪埜幹事より当日の委員会の概要につき説明があった。

藤井会長より「内閣府から強い要請があり、理事会の決議を経てから資料を提出する状況ではなかったため、倫理委員長等と協議した上で、資料を内閣府に提出した」との説明があり、これを承認した。

[. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

日本産婦人科医会から「医療事故・過誤防止事業」に対する協力依頼の書面を受領した(5 月 13 日)。[資料：庶務 3]

落合常務理事より「医会の本事業に協力する方向で対応したい」との説明があり、これを承認した。

5 月 24 日に平成 16 年度第 1 回学会・医会ワーキンググループ(通算 18 回)を開催した。

(2) 日本内科学会・日本外科学会・日本病理学会・日本法医学会

4 学会が「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の共同声明を公表した書面とともに、本会にこの主旨に賛同するか、しないかのアンケートの依頼があった。5 月末日までの回答依頼であったので、「その主旨に会議等において賛同の方向で検討する」との回答を行った。[資料：庶務 4]

藤井会長「主旨は妥当であり、本会がこれに参加することで何らかのメリットも得られる」

協議の結果、その主旨に賛同する方向性で、来る第 2 回理事会に諮ることを承認した。

(3) 日本婦人科腫瘍学会

日本婦人科腫瘍学会ガイドライン作成委員会 宇田川康博委員長より、本会宛に「卵巣がん治療ガイドライン案」が送付された(5 月 27 日)。

同ガイドライン案につき本会の早急な検討の依頼があった。[資料：庶務 5]

藤井会長「本会としてガイドライン案をチェックし、賛同する形が取ればよいと考えている」

植木常務理事「11月の(婦人科腫瘍学会)理事会に本件ガイドラインを上程したいので、其れ迄に結果を教えてください」

藤井会長「学術企画委員会は12月を予定しているが、それまでに通信会議を行った上で各理事に意見を伺い、常務理事会に上程して、(婦人科腫瘍学会の)11月理事会の前に承認を得ることは可能である」

中野監事「無駄を省くという観点から、ガイドライン等策定に当たっては基本領域およびサブスペシャリティの各学会との間で standardization を検討した方が生産的が良い」

藤井会長「本会与サブスペシャリティとの関係を整理する必要がある。今後の課題として検討したい」

以上協議の結果、学術企画委員会が窓口となり、関連専門委員会で検討の上、11月(婦人科腫瘍学会の理事会前)までに本会の結論を出す方向性を承認した。

(4) 8学会合同禁煙ガイドライン作成委員会

8学会合同禁煙ガイドライン作成委員会における本会に関わるガイドライン案につき木下勝之理事より情報提供があった。[資料：庶務 6]

学術企画委員会が受け皿となり、検討の上意見を申し入れることを承認した。

(5) 日本周産期・新生児医学会

藤井会長へ7月11日の日本周産期・新生児医学会記念式典に出席の依頼があった。藤井会長が出席予定である。[資料：庶務 7]

〔 . その他 〕

(1) 日本イーライリリー(株)より「うつ病の診断と治療のための医師教育」に関する合同会議(8月7日)を開催するにつき、赤松達也会員の参加派遣依頼が本会に寄せられた。

[資料：庶務 8]

落合常務理事より「過去に本会宛に本件のような一会員の参加依頼はないが、特段断る理由もないので本件認めたい」との意見があり、これを承認した。

(2) 本会編「子宮内膜症取扱い規約第2部診断・治療編」の発刊の契約について

金原出版より同規約第2部を発刊するにつき契約書を締結したいとの申し入れがあった。交渉の結果、同規約第1部の印税は8%であったが、第2部の印税は10%となる。

[資料：庶務 10]

印税の引き上げであり特に問題もないため、これを承認した。

(3) 不妊治療につき14施設が「日本生殖補助医療標準化機関(JISART)を設置し、不妊治療施設の自主基準を公表したとの報道があった。

なお、同機関は不妊治療施設への調整を実施し、基準が達成された施設を認定することを目指している。[資料：庶務 11]

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 平成 15 年度決算監査と会計担当理事会について[資料：会計 1]

岡村常務理事より平成 15 年度決算報告を行い、併せて本日(6 月 11 日)監事による会計及び業務監査が行われ、適正である旨の所見を頂いたと報告された。

岡村常務理事より「支出の抑制に努めた結果、総会時での決算見込額を上回る収支差額の黒字を計上した。事業費比率算定上の理由から、次期繰越とせず事務所移転積立金に 30 百万円、名簿発行積立金に 5 百万円を繰入れることにしたい」との説明があった。

藤井会長「本日(6 月 11 日)の会計担当理事会で、収支差額の黒字を事務所移転積立金に繰入れることで良いのか議論があった。事務所を移転するのが得策か、現事務所の改装・IT 化等効率化を図った方が良いのか、今後検討を進めたい。また、今年度以降も会費収入は逡減することが予測されるので、支出については引続き慎重な姿勢が必要ではあるが、喫緊の事業は会計担当理事の許可を得て進めていただきたい」

以上協議の結果、15 年度決算が承認された。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

第 56 回学術講演会シンポジウム事後評価委員会を 6 月 9 日に開催した。

6 月 24 日に第 1 回 IS 委員会を開催する予定である。

6 月 25 日に第 1 回学術担当理事会、第 1 回学術企画委員会を開催する予定である。

和氣常務理事より「シンポジウム事後評価の概要は次のとおり。即ち、4 つのシンポジウムのテーマは基礎から臨床まで幅広く選定されており、非常に評価できる企画、運営であった。アンケート調査でも 90%以上が今回の企画は非常に面白かったと回答している。参加者は 2,170 名と従来比かなり多いが、これは 4 つのシンポジウムを同時に開催しなかったためである。他方で、高得点演題の聴衆が若干減少したとのマイナス面はあった」との説明があった。

(2) 平成 16 年度「日本医師会医学費」候補者の推薦結果について

和氣常務理事より推薦はなかったとの報告があった。

(3) 第 9 回日韓ジョイントカンファランスの準備依頼について

第 9 回日韓ジョイントカンファランス(2005.10.1 於ソウル)につき、本会の中野仁雄コーディネーターから準備依頼の書面を受領した(5 月 17 日)。[資料：学術 1]

和氣常務理事「まず本会が日韓ジョイントカンファランスに対応することを認めて頂きたい。本会が対応可であれば、学術企画委員会が責任を持って受け皿となる。本年度は婦人科腫瘍学がテーマであり、演者並びに座長について候補者を選定し、日本側コーディネーターである中野先生にご連絡する、という手続きを踏みたい」

藤井会長「日韓ジョイントカンファランスの位置付けは経済面を含め難しく、問題点は整理していく必要がある。しかしながら、日韓の学術交流は本会の重要な課題であり、かかる観点から本会が基本的にサポートしている会議である。本件を了承していただきたい」

以上の協議の結果、これを了承した。

(4) 平成 16 年度第 1 回常務理事会の審議を踏まえ「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン」作成を周産期委員会に、日本婦人科腫瘍学会「コルポスコピー所見改訂案」及び「子宮体がん検診の実施等に係るガイドライン」の作成を婦人科腫瘍委員会に行った。

[資料：学術 2]

和氣常務理事より「学術企画委員会内に各専門委員会との連絡委員及び幹事を選定した。今後は連絡委員を介してガイドライン作成等への対応を迅速に行っていく」との説明があり、了承された。

(5) 総会会場固定化準備委員会の提示案につき、各役員からいただいた意見を盛り込んだ修正案を 5 月 31 日に各役員に送付した。[資料：学術 3]

修正案を 6 月の第 2 回理事会に上程することを承認した。

(6) 学術集会長の選任規定について

2 年前に選任するとの方向性であったが、プログラム委員会の立ち上げ等実務の日程を考慮すると、3 年前の選任の方向がより望ましいとの意見が強くなってきた。ついては、運営企画委員会と学術企画委員会とが共同で検討することが提案され、これを承認した。

(7) **和氣常務理事**より「学会の機構改革に伴い、従来学術企画委員会が担っていた教育の主体を新たに教育委員会が担うこととなったため、学術企画委員会が教育委員会と密に連絡を取り合う必要が生じた。ついては、教育委員会委員長の星常務理事が学術企画委員会にオブザーバーとして出席することを承認いただきたい」との提案があり、これを承認した。

4) 編集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

6 月 11 日に機関誌の編集会議を開催した。

6 月 14 日に JOGR の編集会議を開催する予定である。

6 月 25 日第 1 回編集担当理事会を開催する予定である。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO 事務局から村田渉外常務理事宛に『FIGO Fistula Initiative』の CD-ROM の日本語訳版を作成したいため、説明文の日本語訳とボランティアベースでナレーションをする方の推薦依頼の文書を受領した。

村田常務理事「FIGO には可能性を探ってみると回答した。費用が発生するか不明だが、応諾する方向で検討したい」

藤井会長より「次回理事会で上映したらどうか。費用もそれ程かからないと思われるので、前向きに取り組んで宜しいのではないか」との提案があり、これを了承した。

(2) FIGO 事務局が 6 月 7 日から移転し変更となる。変更先は下記の通り。

FIGO Secretariat, FIGO House

Suite 3, Waterloo Court 10 Theed Street

London SE1 8ST, UK

TEL: +44 20 7928 1166 FAX: +44 20 7928 7099

E-mail: figo@figo.org

(3) **村田常務理事**より「Chairman、Scientific Program Committee (FIGO) の P.C.Ho から 2006 年の FIGO の Meeting (於 クアラルンプール) に於けるプログラムについて、日本からの recommendation の依頼があった」との報告があり、これに応じることを了承した。

[AFOG 関係]

(1) スリランカ産科婦人科学会会長 Dr. Marlene Abeyewardene から、本会新役員の報告の礼状と 2 国間の協調を期待する旨の書状を受領した (5 月 18 日)。

(2) インド産科婦人科学会 (FOGSI) から FOGSI の新役員リストを文書で受領した (5 月 24 日)。

(3) **村田常務理事**より「PPH INITIATIVE への参加に関し、Prof.Sumpaico に第 1 回常務理事会の決定を通知したところ感謝された。バングラデシュからもポジティブな連絡が入った」との報告があった。

[ACOG 関係]

藤井会長より「日米の若手産婦人科医の定期的な交流を進めたい。来年の京都学術集會に米国のヤングフェロー 10 名を招待している。同 5 月には本邦より ACOG の會議(於 サンフランシスコ)に新専門医 10 名を派遣したい。継続性が重要であり、選考方法等交流プログラムの体系化を検討したいので、丸尾副会長と落合常務理事にプランニングをお願いしたい」との提案があり、これを承認した。

[その他]

The 3rd Asia Pacific Conference on Evidenced-Based Medicine (11 月 26-28 日 香港) の開催についての E-mail を受領した (5 月 19 日)。

URL: <http://www.hkcochrane.cuhk.edu.hk/>

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 會議開催

5 月 22 日に日本産婦人科医会第 1 回社会保険委員会を開催した。

5 月 23 日に日本産婦人科医会第 34 回全国支部社会保険担当者連絡会を開催した。

6 月 26 日に第 1 回社会保険学術委員会を開催する予定である。

(2) 生殖・内分泌関連の適応拡大候補薬剤について

(3) 外保連活動への対応について[資料：社保1]

植木常務理事より資料に基づき説明があり、「今後の外保連活動へ対応するためには、会議費や文献検索等での費用が発生し、本年度以降の予算に考慮する必要がある」との報告があった。

(4) 植木常務理事より当日資料に基づき、平成16年5月31日に塩酸ブレオマイシン製剤、シスプラチン製剤の「胚細胞腫瘍」に関する「効能・効果」「用法・用量」が承認追加されたことの報告があった。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 会議開催

5月15日に第1回中央専門医制度委員会を開催した。

7月4日に第2回中央専門医制度委員会、全国地方委員会委員長会議を開催する予定である。

(2) 専門医認定二次審査

5月21日に第2回筆記試験問題選定委員会を開催した。

6月19日に第3回筆記試験問題選定委員会を開催する予定である。

(3) 中間法人日本専門医認定制機構第3回社員総会について

5月25日に第3回社員総会が開催された。

(4) 藤井会長より「総会での新専門医の認証式を継続したいが、宣誓文については ACOG の宣誓文を参考に専門医としての自覚を持たせる文章としたい。宣誓文を全員で斉唱させるといったようなはじめをつけるやり方があっても良い」との提案があり、文章・方法等について検討する方向性を了承した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成16年5月31日)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：613 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：465 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号 (平成 6 年 8 月) において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：338 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 委員会開催

5月27日(木)に第2回(慶應大学からの申請に対する)着床前診断に関する審査小委員会を開催した。

6月7日(月)に第3回(慶應大学からの申請に対する)着床前診断に関する審査小委員会を開催した。

6月18日(金)に第1回倫理委員会を開催する予定である。

(3)6月14日(月)に開催される公開シンポジウム「着床前診断をめぐって」について

[資料:倫理1]

吉田幹事長より資料に基づき説明があった上で、以下の発言があった。

藤井会長「学会は意見を聴く立場であり、推進派と慎重派の双方に十分主張させて議論を深めた方がよい」

藤本監事「シンポジストのメンバー構成は反対派の方が強いように見受けられる。賛成派の方にもフロアから発言して貰うなど積極的にやって欲しい」

藤井会長「いずれにせよ議論が賛成または反対と一方的にならないように運営面で配慮することが必要である」

(4)着床前診断に関する施設認可申請(名古屋市立大学および慶應大学から)の審議経過について

田中委員長より「審査小委員会(大濱委員会)は名古屋市立大学に関しては5回、慶應大学に関しては3回それぞれ開催し、いずれも委員会は終了した。現在は最終的な答申案のまとめを行っている。最も重要な点である『重篤な遺伝性疾患』については、『成人に達する以前に日常生活を強く損なう症状が発現したり、生存が危ぶまれる疾患』と定義して検討している。今後は14日の公開シンポジウムを参考として18日の倫理委員会で答申案が報告・審議され、理事会に諮ることとなる」との報告があった。

(5)日本筋ジストロフィー協会全国大会(5月16日開催)に高桑幹事が出席した。

[資料:倫理2]

(6)本会に無申請で着床前診断を実施した大谷徹郎医師が所属する大谷産婦人科において、大谷典子医師が関与していたかの兵庫県連絡委員への照会と、その回答について

[資料:倫理3]

田中委員長より「先方の代理人である遠藤弁護士から大谷典子医師との面談は否との連絡があった。今後この件については6月18日の倫理委員会で意見を集約し対応を決めたい」

との説明があり、これを了承した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1)学会のあり方検討委員会(藤井信吾委員長)

(1)会議開催

5月14日に第1回学会のあり方検討委員会を開催した。

6月11日に第2回学会のあり方検討委員会を開催する予定である。

(2) 学会のあり方検討委員会への厚生労働省母子保健課にオブザーバーとして出席を打診したところ、本日の委員会にオブザーバーとして同課谷口課長が出席されることになった。

藤井会長より「学会のあり方検討委員会で検討している内容は非常に行政との関わりが深いので、厚労省をオブザーバーとして招請した。厚労省としても問題が非常に大きいので是非勉強させて欲しいとのスタンスである。今後このように行政との直結方式で問題解決できるので、その場で議論を尽くしたいと思っている」との説明があり、これを了承した。

(3) 学会のあり方検討委員会で行った「産婦人科医における医師充足度に関する実態調査」の分析結果について[学会のあり方検討 1、1-2]

中野監事「本件実態調査は資料が一人歩きしてしまうと産婦人科医は充足されているとの誤解を与えてしまうので、賢明な使い方をして欲しい」

藤井会長「この資料だけを見ると微妙だが、後の調査でより詳細に解析しており、産婦人科医は充足しているとの結論とはなっていない」

2) 広報委員会 (佐藤 章委員長)

(1) 会議開催

5月28日に第1回広報委員会・情報処理小委員会を合同開催した。

(2) 登録業務一元化に向けての中間報告[資料：広報 1]

佐藤委員長より資料に基づき各種登録業務の一元化に関し各専門委員会の進捗状況について説明され、これを承認した。

(3) **佐藤委員長**より「現在のパスワード登録率は41.51%となった。目標の50%までもう少しのところまで来ているので、先生方の更なるご協力をお願いしたい」との要請があった。

(4) **佐藤委員長**より「毎日新聞の産婦人科医不足に関わる記事に関連し、あるマスコミから何故毎日だけに載せたのかとのクレームがあった。発表するならば今後各マスコミに対し平等に取り扱って欲しい」との要請があった。

3) 第20回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

とくになし

4) 生殖評価機構検討委員会 (吉田幸洋幹事長)

同委員会の委員長及び委員候補者について[資料：生殖評価機構 1]

なお、第1回の同委員会を6月26日に開催する予定である。

吉田幹事長より資料に基づき準備検討委員会（案）について説明があり、これを承認した。

5) 藤井会長より第 57 回学術講演会に於ける生涯研修プログラム（案）について資料に基づき説明があり、これを了承した。

以上